

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 27 年 6 月 23 日現在

機関番号：32601

研究種目：基盤研究(B)

研究期間：2010～2014

課題番号：22330038

研究課題名(和文)法科大学院修了弁護士のキャリア規定要因に関する追跡研究

研究課題名(英文) Longitudinal Study on Career Determinants of Practicing Attorneys Who Graduated from Law Schools

研究代表者

宮澤 節生 (Miyazawa, Setsuo)

青山学院大学・法務研究科・教授

研究者番号：60001830

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 12,900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、新人弁護士のキャリア形成に作用する要因を解明するため、2009年に司法修習を終了した第62期弁護士全員に対する郵送調査を2回実施した。第1回は2011年1月～2月に実施し、621名から回答を得た(回答率29.3%)。第2回は2014年1月～3月に実施し、406名から回答を得た(回答率19.5%)。2回の調査は、回答者個人を識別しない条件で実施しており、第1回調査の回答者のみに対して第2回調査を行うものではなく、毎回同期弁護士全員を対象にしたため、厳密な意味での追跡調査ではなく、繰り返しのクロスセクション分析というべきである。しかし、同種調査の前例はなく、その意義は大きいと考える。

研究成果の概要(英文)：In order to find out factors which influence career development of new attorneys, this project conducted mailed questionnaire surveys twice to the so-called 62nd Cohort of practicing attorneys who completed judicial traineeship in 2009. The first survey was conducted in January-February 2011, and 621 attorneys returned usable questionnaires, with a response rate of 29.3%. The second survey was conducted in January-March 2014, and 406 attorneys returned usable questionnaires, with a response rate of 19.5%. The two surveys were conducted on the condition that individual respondents would not be identified, so that the second survey was not limited to those who responded to the first survey. Questionnaires were sent to all the attorneys each time. Therefore, our project is not a longitudinal study in a strict sense, but repeated cross-sectional surveys. Still, our project was the first effort to find out above-mentioned factors in Japan, and it should be recognized for its significance.

研究分野：法社会学

キーワード：弁護士 法科大学院 司法試験 司法修習 キャリアパス ワークライフ・バランス ジェンダー

### 1. 研究開始当初の背景

平成13年(2011年)の司法制度改革審議会『意見書』に基づいて、平成16年(2014年)に法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度が導入された。しかし、新たな法曹養成制度がそこから誕生した法曹の在り方どのようなインパクトを及ぼしたか検討しうる体系的なデータは収集されていなかったし、それ以前にも、新人弁護士のキャリア形成過程に作用する要因を体系的調査によって解明した研究は存在しなかった。

### 2. 研究の目的

研究目的は、弁護士についてその業務内容と活動地域が決定され、変化していく過程を解明し、その規定要因を探索することであった。その際とくに、市民の弁護士アクセスの改善に結びつくと思われる、新たな職域への進出、弁護士過疎地への進出、公益弁護活動への取り組みなどを促進する要因の解明に努め、とくに法科大学院教育と司法修習が弁護士活動に対して有する意義に注目したいと考えた。

### 3. 研究の方法

本研究が採択された平成22年(2010年)4月の時点で最も新しい弁護士であったのは平成21年(2009年)に司法修習を終了した、いわゆる第62期弁護士であったため、その全員に対して2度調査を行って、勤務地、所属事務所等、業務内容、所得・満足度・将来不安感などに関するデータを収集し、その規定要因を解明しようとした。第62期では旧試験がまだ存在したため、旧制度の弁護士(旧62期)と新制度の弁護士(新62期)の双方を対象とした点が、本研究のひとつのメリットとなった。調査方法は郵送調査であった。

第1回調査は平成23年(2011年)1月~2月に実施し、2,121名に調査票を送付して、621名から使用可能な回答を得た。回答率は29.3%であった。また、その回答者の中の67名から面接調査の応諾を獲得し、そのうち30名の面接調査を実施した。

第2回調査は平成26年(2014年)1月~3月に実施し、2,087名に調査票を送付して、406名から使用可能な回答を得た。回答率は19.5%であった。

これら2回の調査は、弁護士個人を識別しないという条件で実施されたため、第1回調査の回答者のみに第2回調査を実施して個人レベルで変化を測定するということはできなかった。2回とも、調査時の登録弁護士全員に対して調査票を送付した。したがって、厳密な意味で追跡調査(longitudinal study)と呼ぶものではなく、繰り返しのクロスセクショナル調査(repeated cross-sectional surveys)と呼ぶべきものである。そのため、2回の調査の間における回答の分布状況の変化を比較する際には、2つの調査で回答者の

属性分布に有意な差がないという仮定を置かざるをえない。

この点は、本調査が参考としたアメリカの「After the JD」調査(2000年から2010年まで8,000人以上の新人弁護士を対象として3回の調査を行った)が、個人を識別した調査を行い、繰り返しのクロスセクショナル調査と厳密な意味での追跡調査の両方の性格を持ちえたのに比べると、方法的には劣っている。

しかし、個人を識別した調査に対して我が国の弁護士が協力するとは思われなかったため、我々が採用した方法が、現実に採用しえた最善の方法であった。そして、「研究開始当初の背景」で述べたように新人弁護士のキャリア規定要因を分析した体系的調査が全く存在しなかったことを考えると、我々の調査には大きな意義があったと考える。

### 4. 研究成果

#### (1)第1回調査から

第1回調査は、弁護士登録後1年半(旧62期)から1年少々(新62期)という時点での調査となった。

出身法科大学院という要因に関しては、回答者が25名以上あった5大学(東京、早稲田、中央、慶應義塾、一橋)についてのみに個別に検討し、それら以外は「その他」として一括した。

いわゆる「即独」「軒弁」が発生したことが問題として議論されることがあるため、該当者を探索したところ、45名(回答者の7.2%)が該当した。その規定要因として有意性を示したのは、年齢が40代以上、職場選択理由が「会務が自由」「プロボノ活動が自由」「性別をいかした仕事ができる」「産休・育休が取りやすい」「時間にゆとりがある」などの回答であった。このことから、「即独」「軒弁」は伝統的形態の「イソ弁」に採用されなかった結果として追い込まれたというよりは、自己の状況に適合する形態の自覚的選択という側面もあることが推測された。

「東京以外の弁護士会」に所属し、「弁護士が10名未満の市町村」に所属事務所がある弁護士を「弁護士過疎地勤務」として定義したところ、70名(11.7%)が該当した。規定要因を検討したところ、出身地・実家が近いこと、修習地であること、出身法科大学院が中小規模であること、勤務条件について強い志向がないこと、過疎地勤務に関心があったことなどが見出された。したがって、弁護士の過疎地進出を促すには、地方法科大学院からも司法試験合格者が出ること、地方での修習を増やすこと、過疎地市場への関心を高めることなどが必要と考えられた。

法科大学院教育への満足度では、一橋大学出身者で「エクスターンシップ」「法曹倫理」への満足度が最高であるのに対して、東京大学出身者で「エクスターンシップ」満足度が最低であることをはじめとして、法科大

学院間でかなりの違いが見られた。

出身法科大学院と登録弁護士会との間には明確な関係があり、全体で 42.6%である東京三会所属は、東京大学出身者では 90.7%にも達していた。

36 の業務分野の同時担当の程度に基づくクラスター分析では、「涉外・国際取引」「企業合併・買収」「知的財産権」「独占禁止」などの分野を含む「大企業顧客」クラスターと、「刑事弁護」「個人破産」「家族・親族国内事件」などの分野を含む「個人顧客」クラスター」の形成が認められ、とくに「大企業顧客」クラスターの形成は新たな分野の専門化を窺わせるものと思われた。しかし、その分野を担当する傾向が大きい弁護士の数はまだきわめて少数であり、しかもアメリカと異なっており、そのような弁護士でも 10 近い分野を担当しているのが平均的状態であった。したがって、第 62 期弁護士のような最近の弁護士においても、「大企業顧客中心分野」への専門化は、まだ萌芽的な水準にとどまっていると思われた。

業務分野の選択については東京大学出身者が最も明確な特徴を示しており、「個人顧客中心」分野の担当が最低であって、「大企業顧客中心分野」の担当が最高であった。

年間所得については、東京大学出身者においてのみ「1,000 万円以上 2,000 万円未満」が現れており、その割合は 5 割近くに達していた。

将来への不安感は、現状満足度が低い者と東京大学出身者でとくに高いという結果が得られた。

シカゴにおける調査では、弁護士界は企業顧客分野と個人顧客分野に明確に分離しており、その分離は弁護士の出身階層、出身ロースクールの地位、所属事務所の規模、弁護士界での威信などと密接に結びついていることから、明確な社会成層が存在すると指摘された。我が国では、東京大学出身者だけがアメリカのエリート・ロースクール出身者に類似の東京勤務、大規模事務所所属、企業顧客分野担当、高所得という特徴を示しており、その限度で社会成層の萌芽が見られるという印象を受ける。しかし、我々が 2008 年に行った調査では、我が国の弁護士業務の威信は「知的・技術的難易度」や「収益性」だけではなく、「社会的意義」という観点からも規定されており、多元的であることが確認されており、アメリカの大都市におけるような「出身法科大学院→勤務地・所属事務所規模→業務分野→所得→威信」といった一次元的社会成層が形成されていると結論付けるのは尚早と思われた。

ジェンダーという要因については、「配偶者を有する女性」弁護士の労働時間が最低であり、所得も最低水準の者がもっとも多く現れていた。これは、「ワークライフ・バランス」という課題が女性弁護士においても大きなものであって、その改善には、男性配偶

者の家事・育児分担の改善が不可欠であるように思われた。

(2)第 2 回調査から

第 2 回調査は第 1 回調査の 3 年後であり、弁護士登録後 4 年半(旧 62 期)から 4 年少々(新 62 期)という時点での調査となった。また、第 2 回調査の分析では、第 1 回調査で重要なキャリア規定要因であることが明らかとなった出身法科大学院とジェンダーのインパクトに、とくに注目した。

36 の業務分野の同時担当の程度に基づくクラスター分析の結果は、第 1 回調査での結果とほぼ同一であって、「大企業顧客中心分野」を担当する傾向が大きい弁護士の割合もほぼ同一で、多数の分野を担当するという状況にも変化はなかった。したがって、「大企業顧客中心分野」専門と呼びうる弁護士層が成長してくるかどうかを判断するには、より新しい弁護士層に対する調査を行う必要があると思われた。

回答者数が第 1 回調査から 200 以上減少した第 2 回調査では、15 名以上の回答者があった 8 校の法科大学院(中央大学、東京大学、慶応義塾大学、早稲田大学、関西学院大学、一橋大学、明治大学、神戸大学)を個別に取り上げ、それら以外は「その他」として分析した。

東京大学出身者と慶応義塾大学出身者、法科大学院教育が「特定分野への関心」を獲得するうえで有益であったと回答する者、「企業法務分野」に従事している者、比較的に大規模な事務所に所属している者などの割合が有意に高かった。

第 1 回調査以後に所属事務所を変えた者が半数近く存在し、4 度目の職場である者も存在して、移動性が予想外に高いことが窺われた。移動の方向は、大規模事務所から小規模事務所への移動と、大都市から地方への移動というのが支配的であった。

弁護士過疎地(弁護士 10 名未満の市町村)への移動は、法テラスに限られるわけではなく、むしろ一般法律事務所のほうが多いのであって、過疎地を支える一般法律事務所の存在により注目すべきであると思われた。

弁護士過疎地に登録している弁護士の割合は、中央大学、東京大学、一橋大学、明治大学などの出身者で低く、早稲田大学を除いて東京の大手法科大学院出身者には過疎地勤務を期待しにくいことが窺われた。

「個人顧客中心分野」に投入する時間は東京大学と慶応義塾大学の出身者で有意に低く、「大企業顧客中心分野」に投入する時間は慶応義塾大学、東京大学、一橋大学で有意に高かった。

年間所得では、第 1 回調査には存在しなかった 2,000 万円以上という者が現われ、1,000 万円台の者も増えた。全体的に所得水準は上がっており、最近指摘される弁護士の窮乏化は窺われなかった。他方、所得が減少

したと回答する者が1割ほど存在していて、所得格差は拡大しているように思われた。

東京大学出身者では年間所得1,000万円以上の者の割合が格段に高く(55.6%)、慶應義塾大学出身者がそれに続く割合を示していた。

法科大学院に関する以上の知見から、東京大学出身者は、シカゴ調査におけるエリート・ロースクール出身者に近いキャリア・パターンを示しており、その意味で我が国の若手弁護士の間にも一定の「社会構造」が現れているように見える。しかし、他方、業務分野の「評価」を尋ねると、2008年に弁護士全体を対象とする調査で確認した、「知的・技術的難易度」や「収益性」では評価が低い分野でも「社会的意義」では高く評価されることがあるという多次元性が現れていた。この結果が、弁護士登録後4年間の弁護士界における社会化によるものか、他の要因によるものかは、今後解明を要する課題である。しかし、「社会成層」の重要な要素である「威信」の在り方がアメリカの弁護士界とは異なることを考えると、我が国の弁護士にも「社会成層」が形成されつつあると結論付けるのは、尚早であるように思われる。

ジェンダーについては、女性は「大企業顧客中心分野」への投入時間が有意に少なく、年間所得の分布が低いほうに偏っており、家事の負担感がより強く、育児がキャリア形成の負担になっているという回答がきわめて多く、とくに未就学児を有する女性の労働時間は有意に少ない、などの知見が得られた。第1回調査に比べて配偶者を有する者の割合や未就学児を有する者の割合は格段に高まっているが、それとともに男女間の格差も拡大しているように思われる。

### (3)本研究全体の意義

上記のとおり本研究は、厳密な意味での追跡調査ではないにもかかわらず、せいぜい経験4年半という期間でも、一定の「キャリア軌道」が現れていることを示しており、そこに出身法科大学院とジェンダーが作用していることを明らかにした。法科大学院のインパクトからは、弁護士過疎地に弁護士を供給するという目的にとって東京の大手法科大学院以外からも弁護士が輩出される仕組みを維持することの必要性が認識されるし、ジェンダーのインパクトからは、性別役割に関する社会全体の状況を改善すべき必要性が、明確に浮かび上がっている。このように、本研究は、我が国の新人弁護士のキャリア形成要因に関するはじめての体系的調査であるにとどまらず、法曹養成制度全体の在り方や、社会構造・社会意識の基底をも検討する機会を提供している。

### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

(雑誌論文)(計5件)

1. 宮澤節生・藤本亮・石田京子・武士俣敦・上石圭一「第62期弁護士第2回郵送調査第2報：二変量解析から多変量解析へ」青山法務研究論集第10号(2015年)39~175頁、査読なし。  
<http://www.agulin.aoyama.ac.jp/opac/repository/1000/17311/17311.pdf>
2.  Setsuo Miyazawa, Atsushi Bushimata, Keiichi Ageishi, Akira Fujimoto, Rikiya Kuboyama and Kyoko Ishida, “Stratification or Diversification? 2011 Survey of Young Lawyers in Japan,” in  Setsuo Miyazawa et al. (eds.), East Asia’s Renewed Respect for the Rule of Law in the 21st Century: The Future of Legal and Judicial Landscapes in East Asia, Brill/Nijhoff, 2015, pp. 31-46, 査読なし。
3. 宮澤節生・石田京子・藤本亮・武士俣敦・上石圭一「第62期弁護士第2回調査第1報：調査の概要と記述統計」青山法務研究論集第9号(2014年)67~137頁、査読なし。  
<http://www.agulin.aoyama.ac.jp/opac/repository/1000/16999/16999.pdf>
4. 宮澤節生・石田京子・久保山力也・藤本亮・武士俣敦・上石圭一「第62期弁護士の教育背景、業務環境、専門分化、満足感、及び不安感：第1回郵送調査第2報」青山法務研究論集第6号(2013年)35~235頁、査読なし。  
<http://www.agulin.aoyama.ac.jp/opac/repository/1000/13101/00013101.pdf>
5. 宮澤節生・石田京子・久保山力也・藤本亮・武士俣敦・上石圭一「第62期弁護士第1回郵送調査の概要：記述統計の提示」青山法務研究論集第3号(2011年)57~191頁、査読なし。  
<http://www.agulin.aoyama.ac.jp/opac/repository/1000/12493/00012493.pdf>

(学会発表)(計9件)

1.  Akira Fujimoto, Atsushi Bushimata, Keiichi Ageishi, June-Woong Rhee, Ethan Michelson, “Longitudinal Studies of East Asian Lawyers: Interim Reports from Japan, China, and South Korea,” 2015 Law & Society Association Annual Meeting, May 29, 2015, Seattle (USA).
2. 宮澤節生・石田京子・藤本亮・武士俣敦・上石圭一、ミニ・シンポジウム「第62期弁護士の軌跡」、日本法社会学会2015年度学術大会、2015年5月9日、首都大学東京(東京都・八王子市)。
3.  Setsuo Miyazawa, Akira Fujimoto, Atsushi Bushimata, Kyoko Ishida, “Career Patterns and Their Determinants of Japanese Attorneys Licensed in 2009,” International

Symposium: Longitudinal Studies on Lawyer Careers in East Asia, March 8, 2015, Aoyama Gakuin University (Tokyo).

- 4 . Akira Fujimoto, Atsushi Bushimata, Keiichi Ageishi, “Career Determinants of New Lawyers in East Asia,” 2014 Law & Society Association Annual Meeting, May 29, 2014, Minneapolis (USA).
- 5 . 宮澤節生・石田京子・藤本亮・武士俣敦・上石圭一、ミニ・シンポジウム「第 62 期弁護士第 2 回調査の中間報告」、日本法社会学会 2014 年度学術大会、2014 年 5 月 10 日、大阪大学（大阪府・豊中市）。
- 6 . Setsuo Miyazawa, “Stratification or Diversification? 2011 Survey of Young Lawyers in Japan,” International Conference on the Legal Profession, April 10, 2014, Seoul (South Korea).
- 7 . Setsuo Miyazawa, Atsushi Bushimata, Keiichi Ageishi, Rikiya Kuboyama, “Education, Work Environment, Specialization, Stratification, and Concerns of New Attorneys in Japan,” 2013 Law & Society Association Annual Meeting, May 31, 2013, Boston (USA).
- 8 . 宮澤節生・石田京子・久保山力也・武士俣敦・上石圭一、ミニ・シンポジウム「第 62 期弁護士のキャリア・パス」、日本法社会学会 2013 年度学術大会、2013 年 5 月 12 日、青山学院大学（東京都・渋谷区）。
- 9 . Setsuo Miyazawa, Kyoko Ishida, Rikiya Kuboyama, Akira Fujimoto, “Education, Work Environment, Specialization, Stratification, and Concerns of New Attorneys in Japan,” 3rd East Asian Law & Society Conference, March 23, 2013, Shanghai (China).

〔図書〕(計 0 件)

#### 6 . 研究組織

##### (1)研究代表者

宮澤 節生 (MIYAZAWA, Setsuo)

青山学院大学・法務研究科・教授

研究者番号：60001830

##### (2)研究分担者

石田 京子 (ISHIDA, Kyoko)

早稲田大学・法学学術院・准教授

研究者番号：10453987

武士俣 敦 (BUSHIMATA, Atsushi)

福岡大学・法学部・教授

研究者番号：30190169

藤本 亮 (FUJIMOTO, Akira)

名古屋大学・法学（政治学）研究科（研究

院）・教授

研究者番号：80300474

上石 圭一 (AGEISHI, Keiichi)

追手門学院大学・社会学部・教授

研究者番号：80313485

久保山 力也 (KUBOYAMA, Rikiya)

名古屋大学・法学（政治学）研究科（研

究院）・講師

研究者番号：00409723

（ただし平成 25 年度まで）